

## [ひ]

### PRTR制度

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出) 制度は、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する制度で平成11年に定められた。

この制度は、行政・事業者・市民が情報を共有しつつ地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みである。

### BOD

「Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)」の略語で、河川における有機性汚濁の代表的な指標である。その値は、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることになる。

### PCB

「ポリ塩化ビフェニル」の略。

工業的に合成された化合物で、水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質である。

PCBは、昭和43年カネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていない。PCB廃棄物については、処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきた。

このような状況にあって、国では平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を制定した。保管事業者は高濃度PCB廃棄物については、日本安全事業(株)の処理施設にて、低濃度PCB廃棄物については、民間の認定等処理施設において処理を行う義務がある。

### 微小粒子状物質 (PM2.5) (79ページ参照)

#### 非エネルギー起源二酸化炭素

セメント製造工程における石灰石からの排出など、工業材料の化学反応で発生・排出されるものや、プラスチック等の廃棄物の焼却で発生・排出される二酸化炭素のことです。

### 非メタン炭化水素 (79ページ参照)

## [ふ]

### 富栄養化

湖沼や内湾等の水域において、窒素、りん等の栄養塩類の濃度が増加すること。富栄養化が進むと藻類が異常繁殖し、アオコ、赤潮等の原因となる。

### 不快害虫

健康被害には直接つながらないが、生活感覚に不快感を与える虫のことをいう。これに対し、蚊やノミ、スズメバチなどの病原体の媒体や人体に直接被害を及ぼす害虫などを、衛生害虫という。

### 不法投棄

廃棄物を法律が定める方法により処理せず、山林・原野などにみだりに投棄すること。

### 浮遊粒子状物質 (73ページ参照)

### フロン

フッ素を含む化合物で、業務用冷凍空調機器 (パッケージエアコン、冷凍、冷蔵ショーケース等)、カーエアコン、家庭用エアコン・冷蔵庫の冷媒、半導体製造工程の洗浄剤などとして使用されてきた。オゾン層を破壊する原因物質として指定された特定フロン (CFC: クロロフルオロカーボン) は、平成7年末をもって生産が全廃された。同様に、オゾン層破壊物質である特定ハロンや四塩化炭素についても、すでに生産が中止された。

なお、特定フロンの代替物質として開発され普及してきた代替フロン (HFC: ハイドロフルオロカーボン) についても、温室効果をもつことが判明したため、京都議定書では温室効果ガスとして取り扱われ、排出抑制に向け最大限の努力が求められている。

### フロン排出抑制法

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロンを大気中にみだりに放出することを禁止し、業務用冷凍空調機器等の廃棄時におけるフロンの適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (フロン回収・破壊法)」が、平成14年10月から全面施行された。(カーエアコンは、平成17年1月から自動車リサイクル法による規制となっている。) この法律は、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的対策を推進するため、平成27年4月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)」として施行 (改正)

され、機器の管理者にも一定の義務が課された。

## [へ]

### 閉鎖性水域

地形等により水の交換の悪い内湾・内海、湖沼などの水域のこと。このような水域は、水が汚れやすく、また水底に汚濁物質の堆積が進みやすくなる。県内では、鹿児島湾や池田湖などがこれにあたる。

### pH

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標であり、pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

### Bq (ベクレル)

放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能の強度又は放射性物質の量を1ベクレル(Bq)という。1ミリベクレル(mBq)は1ベクレル(Bq)の1000分の1、1メガベクレル(MBq)は1ベクレルの100万倍である。

### ベンゼン

溶剤、工業原料、農薬・医薬の原料などとして広い分野で使用されるが、揮発性でしかも発癌性があるため、大気汚染防止法で指定物質として規制されている。

## [ほ]

### 放射線

放射性物質から出てくる $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線、及びX線等の総称。

### 放射能

原子核が $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線等の放射線を出す性質をいい、その強さをベクレル(Bq)で表す。

### 放水口ポスト

発電所放水口の海水中の放射線量(計数率)を測定するための自動連続測定装置を備えた野外固定施設。川内原子力発電所の放水口に1局設置している。

### (サンゴの)捕食被害

サンゴは、サンゴ虫が作る石灰質の骨組である。オニヒトデ等の生物は、消化液を使ってサンゴを溶かし、その肉質部を食べている。サンゴ礁は、魚介類の住処として、また観光資源

等としても重要な役割を果たしているため、このような捕食被害から保全する必要がある。

→オニヒトデ

## [ま]

### マニフェスト(産業廃棄物管理票)

マニフェストとは、排出事業者が廃棄物の処理を委託する場合、廃棄物の種類、量、性状、取扱いに関する注意事項等を記載した伝票(マニフェスト)を処理業者に交付して、その情報を確実に伝達し、返送される伝票により廃棄物が適正に処理されたことを確認する仕組みをいい、平成2年度からこのシステムが導入され、また、平成9年の廃棄物処理法の改正により電子情報を活用する電子マニフェスト制度が導入されている。

## [も]

### モニタリング

環境放射線を定期的又は連続的に測定監視すること。原子力発電所では、運転に伴い放射性物質が発生し環境にはできるだけ影響がないように管理して放出されているが、県では、川内原子力発電所周辺の人々の安全の確保と環境の保全を図るため、発電所の周辺地域において常に環境放射線の監視(モニタリング)を行っている。

### モニタリングカー

モニタリングステーション、モニタリングポスト等の固定施設に対して、いつでも必要な場所に移動して空間放射線量等の測定を行える移動測定車。

### モニタリングステーション

空間放射線量自動連続測定装置、大気中浮遊じん連続捕集装置等を備えたモニタリングポストより重装備の野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に、県が1局、九州電力が2局、合計3局設置している。

### モニタリングポイント

蛍光ガラス線量計(RPLD)という積算型の放射線測定器を備えた、3か月間の積算線量を測定するための野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に、県が25地点、九州電力が25地点、合計50地点設置している。

### モニタリングポスト

空間放射線量自動連続測定装置等を備えた野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に、県が66局、九州電力が4局、合計70局設置している。

## [や]

### ヤンバルトサカヤスデ

オビヤスデ目ヤケヤスデ科に属する、台湾原産のヤスデの一種。沖縄県を経て奄美全域や南薩地区、鹿児島市にも侵入している。体長3センチ前後。異常発生時には人に強い不快感を与えるため、不快害虫とされる。

## [よ]

### 容器包装リサイクル法

家庭から出るゴミの約5割（容積比）を占める容器包装廃棄物の排出抑制や資源として有効利用するために制定された法律。正式名称「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルのための役割を担っており、消費者には、市町村の定める分別収集計画に基づく分別排出、市町村には、圧縮、梱包など法律で定められた分別基準への適合と適切な保管、事業者には、分別収集された容器包装廃棄物のリサイクルが義務づけられている。法の対象となっているのは、ガラス製容器・ペットボトル・プラスチック製容器包装、紙製容器包装、スチール缶・アルミ缶・紙製飲料パック・段ボールなどの10品目。

### <sup>131</sup>I（ヨウ素-131）

ウランなどの核分裂で生成する半減期約8日、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

## [り]

### りん

食品や肥料などに多く含まれている元素で、りん化合物は、植物プランクトンや水草の主な栄養源となるため、富栄養化の原因となる。なお、水質汚濁に係る環境基準に定められている「全りん」は、りん化合物の総量をさしており、数値が大きいほど水が汚れていることになる。

## [る]

### 類型指定

地域別や水域別に環境基準の類型を当てはめること。例えば、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定は、水域の水質状況や将来の利水目的などを勘案して水域ごとに設定される。また、騒音にかかる環境基準についても、土地利用等を考慮して類型指定が行われている。